

平成29年第2回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年5月17日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	・ 義幸
書記	吉川 加代子	書記	竹村 一郎

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 4 2 号から議第 4 8 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 8 年度野洲市
一般会計補正予算 (第 7 号)) 他 4 件)

提案理由説明、質疑

第 4 議第 4 2 号から議第 4 5 号まで

(専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 8 年度野洲市
一般会計補正予算 (第 7 号)) 他 3 件)

討論、採決

第 5 議第 4 6 号から議第 4 8 号まで

(平成 2 9 年度野洲市病院事業会計予算 他 2 件)

常任委員会付託

第 6 議第 4 6 号から議第 4 8 号まで

(平成 2 9 年度野洲市病院事業会計予算 他 2 件)

常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第 4 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 8 年度野
洲市一般会計補正予算 (第 7 号))

議第 4 3 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 8 年度野
洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))

議第 4 4 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の
一部を改正する条例)

議第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市消防団員
等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

議第 4 6 号 平成 2 9 年度野洲市病院事業会計予算

議第 4 7 号 平成 2 9 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号)

議第 4 8 号 平成 2 9 年度野洲市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)

開議

午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第2回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本日の出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりです。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので確認願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、稲垣誠亮議員、第2番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第3)

○議長(坂口哲哉君) 日程第3、議第42号から議第48号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第7号))他6件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長(大藤良昭君) 朗読いたします。

議第42号専決処分につき承認を求めることについて(平成28年度野洲市一般会計補

正予算（第7号））他専決処分3件、議第46号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第1号）他補正予算1件。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

本臨時会におきましては、議案といたしまして、専決処分につき承認を求めることが4件、平成29年度当初予算1件、平成29年度補正予算2件の合計7件につきまして御提案を申し上げますので、慎重に御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず議第42号専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成28年度野洲市一般会計補正予算第7号につきましては、44万8,000円を追加したものです。

主な補正の内容としましては、歳入では、地方譲与税、各種県税交付金、地方交付税等の額の確定に伴う補正、湖南広域行政組合負担金の過年度精算に伴う返還金等を追加するとともに、収支の財源調整として財政調整基金繰入金及び繰越金を増額するものです。

また、歳出につきましては、市消防団員の死亡により新たに1名が退職され、当初見込みでは不足することから、消防団員退職報奨金を増額するものです。

次に、議第43号専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、293万5,000円を減額したものです。

主な補正の内容につきましては、歳入では、歳出予算の減額に伴う財源調整として財政調整基金繰入金293万5,000円を減額するものです。

歳出では、平成28年10月から短時間労働者への被用者保険の適用拡大に伴う拠出額の調整により、後期高齢者支援金で203万4,000円、介護納付金で90万4,000円を減額等するものです。

次に、議第44号専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限の2年間の延長、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定、固定資産税における居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る課税の見直し、地域の中小企業による設備投資の支援、わがまち特例に係る法律改正による条項ずれの見直し、特定事業所内保育施設に係る特例措置にわがまち特例を導入し、平成29年4月1日以後の取得分から適用、被災市街地復興推進地域に定められた場合の災害に関する税制上の措置の常設化、このほか地方税法の改正に伴う引用条項のずれの改正を行うものです。

なお、本条例は平成29年4月1日から施行するものです。

次に、議第45号専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

本議案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成29年3月29日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、野洲市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算対象区分の改正を行うものです。

なお、本条例は平成29年4月1日から施行するものです。

次に、議第46号野洲市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

当該予算につきましては、昨年12月に議決いただきました野洲市病院事業の設置等に関する条例が本年4月1日から既に施行されており、本条例を適正に執行するため提案するものです。

さらに、去る3月31日付で、病院整備を含む野洲駅周辺地区における都市再生整備計画が国に認められ、社会資本整備総合交付金5,200万円の内定を受け、可能な限り早い対応が必要なことから、今回の臨時会で提案するものです。

なお、当該交付金により、今後、建設費を含む事業費21億円の半分の経費負担が軽減

される可能性が高まることとなります。

予算案の内容につきましては、まず本事業会計における収益的収支については、一時借入金の利息相当分に当たる5万円を計上しております。

次に、資本的収支につきましては、12億5,895万8,000円を計上しております。

資本的収入の内訳として、病院事業債12億200万円、国庫補助金5,200万円、一般会計出資金495万8,000円を予定しております。

また、資本的支出の主なものとしては、実施設計業務委託9,543万1,000円及び市民病院開設支援業務委託1,712万9,000円、また施設の建設用地を確保するため、土地取得特別会計からの土地購入費用11億2,505万円を計上しております。

今回、臨時会を招集してまで市民病院関連予算を提案いたします理由は、先ほども申し上げましたとおり、病院設置条例が施行されていること等によりますが、既に決まっているからというかたくなな姿勢によるものでは一切ありません。野洲病院に対して旧町時代から市が多大な支援を行って確保してきた野洲市民のための中核医療を今後も持続可能なものとしていくためには、野洲市が現在置かれている状況の中では、この案が最良であると現時点でも評価しているためであります。

現在、基本設計業務も様々な方々の御協力によって順調に進んでおります。野洲市が病院事業に取り組むか否かの検討が始まってから6年。市民の皆さんはもとより、第一線の専門家も含め、本当に多くの方々の参画と協力が幅広い市民の皆さんの熱い御期待に支えられて形を成しつつあります。

申し上げるまでもなく、病院運営には常に多様な課題解決が求められます。いわば重荷であります。これまでの懸念や心配の御意見はもったもであります。ぜんまいを巻いて、あるいは電池を入れて床に置けば動き出すおもちゃとは違います。最善の工夫と細心の注意、たゆまぬ努力が必要であります。

しかし、それがあれば可能な事業であります。以前から申し上げているとおり、重荷だからといって担わないで済ませられるものではありません。懸念や心配をいつまで言い募っていても課題は解決いたしません。事態は深刻さを増します。野洲市民だけが病気から免れられるものではなく、民間の野洲病院が立ち行かなくなっている中で猶予は一切ありません。

さきの議会で病院関連予算が実質的に否決された後、幸い幾つかの好材料があらわれて

います。国の交付金がつくこととなったこと。このことは市の財政負担が大幅に軽減されることに加え、外部においても事業の可能性が評価されたことでもあります。また、駅周辺整備に関する鉄道事業者との意見交換においても、病院整備への大きな期待が改めて示されています。

さらに、守山市民病院の済生会への経営移行協議開始の情報を受けて、済生会と野洲市との意見交換において、済生会が野洲市民病院ができることを前提として織り込んでいることから、済生会が野洲市民病院の可能性を評価していることが図らずも判明いたしました。

さらに、祇王井川の浸水対策としては、約5年前から始めています市の大規模事業である雨水幹線事業、これはバイパス河川であります。この事業が着々と進んでいますし、祇王井川の改修も進んでいます。整備費用についてはもう国の負担金に加え、設計作業の中で機能と質は落とさずに計画どおりの合理的な経費でのめどが立ちつつあります。

以上のことから、改めて御審議いただき、積極的に御採決いただくようお願いを申し上げます。

次に、議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第1号）につきましては、5,554万7,000円を追加するものです。

当該予算案につきましては、去る3月24日に修正動議の採決による可否同数の末、議長裁決により可決され、減額されたものですが、昨年12月に議決いただいた野洲市病院事業の設置等に関する条例に基づき、適正に病院事業を進めるため、補正予算案として提案するものです。

歳出の主な内容については、衛生費の市立病院整備推進事業費で市民病院整備を進めるため、病院事業会計の建設改良費に充てるための出資金、また運転資金に充てるための長期貸付金を含む一般会計での負担分として5,554万7,000円を追加するものです。

また、歳入につきましては、繰入金において、病院事業会計への土地売り払いにより土地取得特別会計にて繰上償還を行った残余分について、土地取得特別会計繰入金として3億1,248万6,000円を追加するとともに、収支の財源調整として財政調整基金繰入金2億5,693万9,000円を減額するものです。

最後に、議第48号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、11億2,505万円を追加するものです。

当該予算案につきましては、去る3月24日に修正動議の採決による可否同数の末、議

長裁決により可決され、減額されたものですが、昨年12月に議決いただいた野洲市病院事業の設置等に関する条例に基づき、適正に病院事業を進めるため、補正予算案として提案するものです。

補正の内容といたしましては、歳入では、病院事業会計にて施設整備用地を取得するに当たり、駅前公共用地を売却する土地売却収入11億2,505万円を追加するとともに、歳出では、同用地取得について財源手当した公共用地先行取得等事業債の未償還額を繰入償還するため、公債費元金8億1,256万4,000円を追加するとともに、病院事業会計売り払いによる財産収入の残余分について、一般会計への操出金3億1,248万6,000円を追加するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重に御審議、採決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これよりただいま議題となっております議第42号から議第48号までについて質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（坂口哲哉君） 日程第4、議第42号から議第45号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成28年度野洲市一般会計補正予算（第7号））他3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号から議第45号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、議第42号から議第45号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第42号から議第45号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第４２号専決処分につき承認を求めることについて（平成２８年度野洲市一般会計補正予算（第７号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第４２号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４３号専決処分につき承認を求めることについて（平成２８年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第４３号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４４号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第４４号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４５号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第４５号は原案のとおり承認されました。

（日程第５）

○議長（坂口哲哉君） 日程第５、議第４６号から議第４８号まで（平成２９年度野洲市病院事業会計予算）他２件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第４６号から議第４８号までについては、会議規則第３９条第１項の規定により、議案付託表のとおり、予算常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時20分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第6)

○議長(坂口哲哉君) 日程第6、予算常任委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第46号から議第48号まで(平成29年度野洲市病院事業会計予算)他2件を一括議題とし、予算常任委員長の報告を求めます。

第12番、市木一郎議員。

○12番(市木一郎君) 第12番、市木一郎です。

本日、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第46号、平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第1号)、議第48号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第1号)、以上3議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第46号から議第48号について採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(坂口哲哉君) これより予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第46号から48号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第2番、北村五十鈴議員。

○ 2 番（北村五十鈴君） 2 番、北村五十鈴です。

議第 4 6 号平成 2 9 年度野洲市病院事業会計及び議第 4 7 号、議第 4 8 号、病院関連予算 3 議案について、原案に対して反対します。

私はこの病院問題に関して、今まで一貫して市の提案には賛成で、そして今もそのスタンスに変わりはありません。しかし、3 月議会では反対をいたしました。もちろん、どうして反対なのか、議員の説明責任から反対理由を今と同じようにこの場で表明しましたが、ここでもう一度言わせてください。

理由は 2 つ。1 つ目は、駅前構想全体のまちづくりを考えた中での病院の基本設計の違和感と、もう一つは市が提出している野洲市中期財政見通しでも地方交付税の移行等により財源不足が生じることが予想されると不安材料を述べておられる中でのどんどん膨らむ 1 0 0 億を超える病院事業予算に対して、先ほど民間も同じだと言われましたが、民間でも個人でも補正というものはありません。ですので、今これだけの図面と見積もりもなしで、どうしても不安を払拭できなかったからです。それだけ基本構想から基本設計に入り、この時期でのしっかりした基礎が事業の成功のためには後々にまで響いてくる大切な根幹であり、基本設計や坪単価の見込みは後戻りできないもので、これからのどんな事業工程よりも慎重に取り組まなければならない基礎の基礎で、この不安を道連れのまま次に進んでも、この病院事業は小さい震度でも揺れ、すばらしい計画でもひびが入ると考えています。こういう考え方は行政の悪い慣例だと考えます。ですので、ここは納得できないまま賛成はできませんでした。

結果、市の提案は 3 度目の否決、そして今回の臨時議会です。私の反対理由は少しでも受け入れていただけたのか、期待も含めて先日の病院特別委員会に臨みましたが、市からの資料、チョイスは、正直、今これですか、これが切羽詰まった市が提出してきたプライオリティーなのですか、そう思った議員は多く、議論に入るのかを採決するまで行き、結果は議論にも入れないまま終わりました。だから、もちろん私の反対理由に対する回答や改善もありませんでした。

今から思えば、余りにもかけ離れた市の感覚、3 月議会で市の提案のどこが問題だから否決されたのか、その検討はされたのでしょうか。反対理由は議員それぞれに違いもあります。しかし、私みたいに反対理由をはっきりお示ししていても市からの対応はなく、それは対応するにも値しないものだったのでしょうか。もちろんその他の資料、守山市民病院における済生会の流れは情報としては大切だと考えますが、病院問題においてはもう時

間がないのに、本丸の突破は避けて堀の水を抜いて戦っているような的を射ない市の対応に意図がわからず、あげくには市長の「議会は要りませんよ」発言まで出てきて、ますます市と議会、いえ、市というより市長と議会とのあつれきは深まる一方で、二元代表制はどこへやら、しっかりした議論はここに来てもできませんでした。

そして、今回の臨時議会、あと10日もすれば5月定例会が始まります。なのに、あえて野洲議会始まって以来の臨時議会を開催して、ましてや何ら変わらない中身の議案を提出。誰が考えても勝算のない採決に市は持っていられるのか。交付金の期限があるからとの市の説明でしたが、まずは国もお示しいただいてるように、野洲市の合意形成が必要ではないでしょうか。

何度否決されても市の提案は一切変わりません。歩み寄る姿勢も見受けられず、まだその上反対議員をいろんな集会で市長は否定されるなど、それがプラスになっているとお考えなのではないでしょうか。市民のために、将来の野洲市民のために、中核医療の野洲病院、それも市民病院が必要だとお考えなら、こんな押しつけのように感じる道を選ばなくても幅広い選択肢があったはずですよ。

振り返れば、もともと3分の2以上の議員が賛成していました。それが1人減り、2人減りしてきたのはどこに理由があったのか。真剣に検討されたのか。こんなにも長く時間をかけても事業が進まないのは、市にも責任の一端はあると考えるのが普通です。そして、リーダーとしての責任をどうお考えなのか。市長のレガシーのためと言われても、納得せざるを得ない現実が続いています。

しっかりした議論を私は望んでいます。4年前から積み上げてきた市民とのワークショップ、最終のコンセプトは、広場を囲んだ駅前構想で決定したはずですよ。広場の周りに病院、駐車場、商業施設、文化ホールを点在するというデザインで、これが市民とのお約束、駅前のビジョンであったと確信しています。

始まりから6年、7年にも及ぶ病院事業構想です。長い時間の中で時代も急速に変わり、町や市民サービスに求められるものも変化してきました。優秀な市長なら今よりも最善な未来が見えているはずですよ。守山市ではなく大津市でもない野洲市の医療のあり方をもう一度議論してほしいのです。少しぐらい不便でも、私たちの周りの町には中核医療の病院や先進医療の病院が幾つもあります。そんな恵まれた立地の野洲だからこそ、時代に即した身の丈に合った新しい医療がきっとあるはずですよ。だから、私の対案は、この基本的には大賛成の市の提案がこれ以上前に進めないのなら、諦めるのではなく、勇気を出して、

野洲市が市民病院を持つのはもうノーだと考えます。

最後になりますが、財政に余裕があれば、駅前建設を反対されている市民や議員の提案のように、私も郊外の環境のいい立地をもちろん望むと思います。しかし、そんな余裕は本市にはありません。病院は欲しいです。命より大切なものなんて絶対にありません。しかし、市の提案がこんなに長く結論が出ず、市民にも混乱と暗い影を落としかけている今、これからは必ず求められる身近な地域医療に方向転換する時期が来ているのではないのでしょうか。病院は民間に任せ、そのお手伝いは惜しまず、市はかかりつけ医の徹底と、看取りや予防医療、地域で助け合い、出産から子育て、介護まで、顔の見える、歩いていけるような小学校区ぐらいにある地域包括を併設したコンパクトな地域医療に取り組むべきだと考えます。

この先否決が続けば、市長は住民投票を発議する考えをお示しいただいておりますが、もし市民の声がノーの多いときはどうされるのか、そんな議員の質問に市長は、参考になると答えておられます。約1,700万も使って参考とはいかかなものかと思わざるを得ません。もしノーが多くても、私たち反対議員は、勝ったのだから病院問題はなかったことにしてほしいなどとは誰も思っておりません。望むのは改良、議論ができる環境を整えてほしい。真っ白な議論がしたいのです。

答えは民意です。これまでの個別のしがらみや憎しみ、遺恨を超えて市民の幸せを一番に考え、お互いを認め合い、緊張感を持って切磋琢磨していく野洲市になることを切に望んで私の反対討論とします。

議員の皆様、敵も味方ありません。どちらも目指しているのは市民の皆様の幸せです。この混乱と市民の動揺を終わりにするためにも、自分たちの手で野洲市議会が一丸となって二元代表制に戻しましょう。そして、未来永遠に続く自然豊かなきれいな町、野洲を子供たちにつなぎましょう。未来をつくるのは、ここにいる、今を生きる私たち全員の責任だと考えます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） ちょっとお水をいただきます。

第5番、岩井智恵子でございます。

議第46号から議第48号まで、平成29年度野洲市病院事業会計予算について、賛成討論を行います。

まず、社会資本総合整備事業の交付金の内定、国の国土交通省の当初予算5,400万

円（うち、病院の実施設計に交付されるのは5, 200万円）で、平成29年3月31日付で滋賀県知事宛てに内示があったことは周知のとおりでございます。

平成28年12月22日で野洲市病院事業の設置等に関する条例が市議会において可決成立。これを受け、野洲駅前周辺地区都市再生整備計画を作成。一つ一つ段階をクリアしながら、こつこつと積み上げられてまいりました。

しかし、そのかいもむなしく、2月の定例会、いわゆる3月24日に平成29年度野洲市病院事業会計予算が議長決裁により否決となりました。このことによりまして、残念ながらこの事業については予算計上がされていない状況が続いています。市議会みずから野洲市病院事業の設置等に関する条例を可決しておきながら、事業会計予算には議長決裁により否決という異常な事態であります。

私は、ここで議員の皆様がいま一度考えていただきたい。私も当初は以前の提案に迷いや不安がなかったかと言われますと、それは言えませんでした。今は真剣に目の前の現実、そして多くの市民の皆様の声に応えたいという気持ちでいっぱいでございます。

これからますます増大する団塊の世代や認知症、核家族による弊害など、課題を丸抱えにする中で、もしこの火を絶やしてしまったら、待ったなしの医療現場や市民の命と健康をどうして守り抜けるのでしょうか。せつかくの貴重な交付金（現5, 200万円は社会資本整備総合交付金10億5, 000万円の一部であります）を返したらよいと言ってる議員がおられますが、そんなに簡単に発言されてよいのでしょうか。滋賀県知事に対し内示がされ、また交付金要綱が適切に計画されていないと、この対象にはならないのです。私は今後の交付に当たっても影を落としかねない重いものと受けとめております。

また、こうした交付金は政府で閣議了承されておりますが、現政権を担っているのは自民党ではありませんか。この一連の計画に対し、交付金を政府を担う自民党が了承しているのに、自民党歴の長い議員さんが強硬に反対されるには、現提案以上の対案を早急に示し、逆に議員や市民に対して理解を得られないと、市民に答え得る待ったなしの医療の具現化にはかなり厳しい、容易なものではないと思っております。市民の命と健康を守るために、また中核医療のために、この火を絶対消してはなりません。

もろもろ諸事情はあると思いますが、市民の目線に立って、現野洲病院の現状を踏まえつつ、ぜひ前向きな御判断をいただきたいと思っております。

以上、平成29年度野洲市病院事業会計予算の賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第19番、立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） それでは、ただいま議題になっております議第46号平成29年度野洲市病院事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

まず、具体的な討論に入る前に、私は今回の臨時会に際して疑問を感じたので、その所見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目として、臨時会の招集についてです。

本年3月24日の予算の修正議決から二月、2カ月が経過していないにもかかわらず、市長は臨時会を招集して同様の予算を提案されました。この間に何か大きな状況の変化を生じさせる出来事があったのでしょうか。

2月定例会の病院予算の修正議決や関連予算の否決については、山仲市長が進めようとしている新病院の整備の手法について、議会がノーという意思を表示してきた結果であります。その後、議会と何らの妥協点も見出せずして、2月定例会と同様の議案を再度提案しようとする真意をはかりかねます。

次に2点目として、今回の病院関連予算に関する社会資本整備総合交付金の交付についてでございます。

国の交付金に関しては、本年3月16日に市が国に申請し、3月31日付で国から内示があったとの説明でございました。御承知のとおり、病院関連予算については3月24日に修正案が可決されるとともに、関連議案が否決されました。その議会の修正可決や病院関連議案の否決を受けて、その結果を速やかに国や県に報告し、申請していた交付金の内示を多数可決のめどがつくまでの間、保留措置を講じていただくよう働きかけるのが国と地方自治体との手続上の常道ではないでしょうか。

また、市長は昨年12月に、野洲市病院事業の設置等に関する条例が市議会が可決されているにもかかわらず、関連予算が実質的に否決されたのは不合理な状態だと主張されておられます。しかし、地方自治法では、条例で新たに予算を伴うこととなる場合は、必要な予算上の措置が的確に講ぜられるまで議会に提出してはならないと規定されているところでございます。いわゆる条例の提案に当たっては、予算の確保が優先されるということでございます。

違法性の是非は別として、条例の提案と同時に予算を提案しておくべきではなかったのでしょうか。このことを棚に上げて、今回の交付金の内示があったことだけを理由に病院関連予算を再提案されたことは、それこそ理にかなっていないのではないのでしょうか。

次に3点目は、守山市民病院の済生会病院への経営移行の件についてでございます。

去る5月11日に市長が病院事業整備特別委員会で、守山市が守山市民病院の経営を済生会病院に移行することを報告されました。守山市民病院と民間である野洲病院の経営形態は違いますが、病床数はともに199床と同規模の病院であり、200床規模の病院経営の難しさを改めて痛感したところでございます。立地場所の違いはございますが、山仲市長が推し進めようとしておられます野洲市民病院の行く末は、この守山市の事案から推して知るべきではないでしょうか。

さらに、市長は守山市の発表後、済生会病院の幹部らと会談され、現在の野洲病院の済生会への移行について検討されたとの報告も受けました。その検討結果はともかくとして、私は市民病院の実施設計に入ろうとする現段階で、野洲病院についてもほかの民間病院への移行を選択肢の1つとして念頭に置いておられたという事実を知り、非常に驚いたところでございます。

この選択肢については、以前から議員より意見があったにもかかわらず、それらに耳をかそうとせず、市長は一貫して市の直営方式を進められてきたところであります。病院経営という極めて重要な政策については、さまざまな手法を検討し、その検証結果に基づき、方向性を決定していくことが重要であることは明らかでございます。今回の案件は、議論のテーブルに上げることを怠った事実が露呈したということであり、市政のトップに立つ市長にとっては失政と言っても過言ではないかと思えます。

以上のことを踏まえ、反対討論に移りたいと思えます。

今臨時会においては、野洲市民病院整備実施設計業務委託や開設支援業務委託、そして野洲駅前南口の市有地の購入費など、本年2月定例会とおおむね同じ内容の予算の提案をされておられます。したがって、2月定例会と類似した討論になりますことを御了承いただきたいと思えます。

改めて申し上げますが、野洲市民病院の整備に関しましては、その立地場所を野洲駅前南口市有地、経営形態を当面市の直営方式とし、それ以外の選択肢はないとして病院整備を進められてこられたものでございます。その手法に関しましては、次のような課題、問題点があると思えます。

まず1点目は、立地場所に関するコンセンサスの必要性についてでございます。

平成28年第5回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例が、賛成10、反対8の賛成多数で可決されたところでございますが、その後も野洲駅前南口への市民病院の建設を反対されておられる市民団体や、市長に対して公開質問状を出されて

種々の疑問を呈しておられる方等がおられます。声を上げて新病院整備計画に対して反対あるいは疑問を呈しておられる方はごく少数でございますが、その少数意見を排除するようなことがあってはならないと思います。昨年の市長選挙の結果を見ても、声を上げておられる少数の方の後ろには多くの市民がおられると私は考えるところでございます。

このように市長が進めようとしておられる野洲市民病院整備計画に反対あるいは疑問をお持ちの市民に対して、誠意ある対応と丁寧な説明が必要ではないでしょうか。野洲市の厳しい財政状況の中で新病院整備事業という大型プロジェクトを進めるに当たっては、住民のコンセンサスを得ることが必要不可欠であると考えるところでございます。

次に、2点目は経営形態でございます。

経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが目指す方向に即していない内容となっております。先ほども述べましたが、近隣の守山市民病院の経営形態の転換や津市民病院の地方独立行政法人への移行は、まさしく病院の直営方式の困難さを物語っているところだと思います。

3点目は、財政上の問題です。

2月定例会における建設費の高騰による財政上の問題に対する市長の答弁では、駐車場分を延べ床面積に算定できるため、36万円を上回ることはないとのことでございました。また、建設工事費の動向についてはほぼ横ばいであると、いずれも何の根拠も示さず答弁されたところでございます。

また、4月25日の定例記者会見において市長は、国から実施設計費の半額分の交付金支給が内示された。国からは、事業の進捗に応じ、総額で最大10億5,000万円が交付される可能性が高まったと言われておりますが、10億円の交付金は全体事業費の10分の1にしかすぎません。また、財政面では、いわゆるイニシャルコストよりもランニングコストが問題でございまして、長期にわたる累積赤字が市の財政に及ぼす影響を考えると、イニシャルコストが10分の1に削減できたとしても、財政面の問題解決に至ることはないと思います。

最後に、4点目は責任の所在でございます。

平成26年第1回定例会の一般質問で、病院経営が赤字続きならば誰が責任をとるのかとの質疑に対して、市長は、本来なら私が責任をとると言うべきですけれども、負える責任と負えない責任があります。逃げる意味じゃなしに制度でやっています。ですから、議決を経てやっていますので、これはやはり議会、そして私ども、そして市民の総意でやる

ということですから、逃げるという意味じゃなしに共同責任だと思っていますとの答弁をされたところです。

また、本年２月定例会での市長の答弁では、政策決定に係る責任は地方自治法で定められています。違法性、不当性がある場合、あるいは職権の乱用があった場合には問われまされども、限定責任ですとのことでした。市長は行政のトップでございます。議案の提案者でもございます。その市長が限定責任という誤った表現を用いて責任を回避するとともに、みずからの責任の所在を曖昧にするような答弁がされたところでございます。

このような答弁では、私はもちろんのこと、市民の多くの皆さんも市の将来を見据えたと不安でならないと思います。このようなことでは市民の不安を払拭することは決してできません。

以上のことから、市長は市民並びに市民の代表である議員の意向を踏まえた上で、速やかに誠実かつ真摯な対応をされることを切に望み、議第４６号平成２９年度野洲市病院事業会計予算に対する反対討論といたします。

なお、あわせて本案に関連いたします議第４７号平成２９年度野洲市一般会計補正予算（第１号）及び議第４８号平成２９年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第１号）についても反対の意思を表明するものでございます。

以上、終わります。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第８番、野並享子議員。

○８番（野並享子君） 野並享子です。

議第４６号平成２９年度野洲市病院事業会計予算及び４７号、４８号に対しての賛成討論を行います。

市民病院建設に向け、２月定例議会で削除された病院事業会計を再度提案をされました。資本的収入は、病院事業債が１２億２００万円と一般会計からの出資金約５００万円、さらに社会資本整備総合交付金５，２００万円の約１２億５，９００万円の予算であります。社会資本整備総合交付金が５，２００万円内示され、総額約１０億円の交付金になります。国として、これからの野洲市のまちづくりで駅前に市民病院建設が認められたということでもあります。

資本的支出は、土地購入費１１億２，５００万円、市民病院開設支援業務委託１，７１３万円と実施設計業務委託９，５４３万円です。今回のこの予算上程は、前回より社会資本整備総合交付金が内示されたことによって市民負担が減り、非常に有利になったという

ことであります。多くの市民が駅前に市民病院が建設されることを願っておられます。またきょうも多くの方々が傍聴に来られておられます。

市民病院の建設は、駅前のにぎわいを創出します。現在の野洲駅前には昼間は閑散としています。病院ができれば、昼間500人の人の流れができます。また、現在のすまいる市のところに商業交流施設も建設され、図書館の分室やレストラン、喫茶店、薬局、ホールなども計画され、医療、福祉、保健、教育など、市民サービスが充実します。

全てのバスが、通勤、通学のために野洲駅に向かって走っています。また、草津市、栗東市、守山市の駅前にはマンションが多くあります。車を持たない住民も多くおられます。高齢化が進み、免許返上の方もふえます。JRを使って病院に行けるという立地に総合病院があるということは野洲市民病院にとっての強みであります。

最近の病院建設で駅前に建設されているところは、黒字経営となっているところが多くあります。済生会病院が、野洲駅前に市民病院ができればライバルになると言われるぐらい、患者さんや医師、看護師が野洲市民病院に流れるということに危機感を持っておられるのではないのでしょうか。裏を返せば、野洲駅前の病院は有利な条件にあるということでもあります。しかも、市民病院として、医療面だけでなく、地域包括支援センターも開設をし、在宅医療をサポートし、地元医師会からも大きな期待があります。

一般病床100床と回復期とリハビリで99床あり、滋賀県の医療構想でも将来に向けて野洲市民病院の必要性は認めておられます。また、野洲病院の医師や看護師さんが仕事を終えてから新しい病院をどのようにすればいいか、働きやすく、患者さんにも負担がかからないようにすることができるのか、検討を重ねられておられ、心強いものがあります。

現野洲病院は耐震化ができておらず、早急に新病院の建設が求められています。

立入議員の反対討論の中で、独立行政法人、またそういった公立でなくということをおっしゃいました。しかし、全国独立行政法人病院協議会の事務局講演の中で、こういった独立行政法人に移行したことによって、赤字であったところが赤字がさらに上昇したというのが7割というような結果になっております。独立行政法人にしたからといって黒字に転化するわけではありません。デメリットとしては、業務量の増大、また移行準備に費用がかさみ過ぎとか、さまざまなことが言われております。病院収支比率が25年より26年度で赤字がふえた、黒字が減ったというのが独立行政病院の経営状態であります。

こういったことを鑑みますと、今、野洲市が市民病院にまずして、そして駅前に新しく病院を建設していくという、これは今期待されている病院像ではないのでしょうか。平成3

2年の開設に向け、本予算が可決し、着実に進められることが求められていると思います。

前回、2月議会で議長裁定で予算が否決されました。議長の責任は大変重いものがあります。条例がありながら、その条例に基づく予算に反対されるというのはいかかなものでしょうか。閉会の挨拶で、市民に対して議長として今回コメントされることを求め、賛成討論いたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、議第46号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算、議第48号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

野洲駅南口における市直営地方公営企業法全部適用による野洲市立病院整備については、過去5年にわたり公務員型推進派、非公務員型修正派ともに議論を重ねてきました。私見ですが、材料出尽くし感があり、先日の委員会で市長自身が自身の政策提示にベクトルをかけていることをある程度認めていたことも考えると、今後、情報提供、社会情勢変化が、大きな変化があるとは想定しづらく、この3議案は反対者を広報で個人攻撃し、自身の政策的立場を強化しようとするものとしか考えられません。

本日の採決においても、前議会の採決と同結果になることは明らかであり、この問題の長期化は、地域医療を守る上で野洲市に重大なダメージをもたらすものと思います。

本市の前代表監査委員である山川晋氏が、単年度、8年目から黒字とする市の計画は余りにずさんとして、任期途中で辞任したことから半年ですが、仮に本計画を推進するのであれば、収支計画が事前の予想に反し、隣の守山市民病院と同様、慢性的な赤字に陥った場合、本市は緊縮財政に陥る可能性があり、多大なリスクがある以上、市民のリスクに対する同意が不可欠であると思います。よって、本会議でも当職は何度も申し上げており、速やかに住民投票を実施し、この問題に決着をつけるべきであると考えます。

しかしながら、先日当職が市長に住民投票の結果を政策の方向性とするのか質疑したところ、参考にすると誠意のない答弁があったので、1,700万円の費用をかけ住民投票を実施する以上は、結果を自身の政策の方向性とするとしていただきたいと思います。私は住民投票の結果に従いたいと思います。

以上で反対討論を終了いたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 鈴木市朗でございます。

私は平成29年度野洲市病院事業会計予算関連について、賛成討論をさせていただきたいと思います。

先ほど来、反対議員の皆さんから、財源の問題、さまざまな問題を反対討論の中でおっしゃっていましたが、先日来、私が全国の自治体病院ですね、100床から200床までの自治体病院の実態を調べてみました。その自治体病院の合計数が、202病院が100床から200床までの病院でございます。そのうち、皆さん方も赤字になっている自治体病院はないというようなことを反対派の議員さんはおっしゃってありますが、調査した結果。

（「黒字やろ」の声あり）

○14番（鈴木市朗君） ああ、黒字になってる病院はないと。えらい失礼いたしました。調査した結果、80病院の自治体病院が黒字になっているということがわかったわけです。

ですから、今はそういうことに関しまして、まず私の賛成の理由から申し上げますと、まず第1に、この80病院が、黒字になっているという病院は、恐らくその県内の医大との提携によって医療運営が成り立っているものだと思います。私たちの野洲市においては、既に皆様方も御存じのように、滋賀医科大学がこれほどまでにこの野洲市立病院建設に向けて力を入れていただいているということは本当にありがたいことなんです。その1つとして、絶対病院運営に欠かせない条件として、医大からの医師の確保が最重要課題であると私は思います。

過去の経緯を述べますと、平成23年6月より検討に入りましたあり方検討委員会は5回開催されております。その中で座長を務めていただいているのが滋賀医科大学長の馬場先生でございました。そしてまた、24年7月には可能性検討委員会開催。この委員会は病院経営を健全に運営できるか検討するため、医大の病院長ですね、附属病院を運営されている病院長の柏木先生を座長として5回開催されております。失礼します。

また、平成25年8月には滋賀医科大学の馬場学長を座長として、基本構想の作成に取り組んでいただくことについて4回開催されております。また、平成26年には基本計画作成のため、滋賀医大、塩田学長を中心として2回開催され、基本計画が作成されました。平成27年度から28年度、整理運営評価委員会、塩田学長を中心として4回開催され、現在に至っています。

全国的に見ても、本市のように直接医大の学長あるいは病院長が新病院建設に向け取り組みをしていただいている例は、全国でも本当に数が少ないと私は思っております。

前段に申し上げましたが、病院運営を左右するのは医師の確保が先決であり、先生方の努力によって現野洲病院の医師は23名、平均年齢48歳。参考までに申し上げますが、守山市民病院の先生方は16名、また医師の平均年齢は57歳であります。今、野洲病院は滋賀医大出身の精鋭の先生方に努力をしていただいております。

しかしながら、平成16年、新臨床研修医制度の改正により、医大の研修医は設備の充実した大都会の病院へ移ったため、滋賀医大といえども医師数は不足していると聞いています。そのような中で、本市に現野洲病院の医師を派遣していただいていることに私は感謝を申し上げたいと思います。

新病院への対応は、現野洲病院体制で移行し、非公務員型採用。また、5年後をめどに独立行政法人として運営されていくと説明を受けております。

さて、46号予算ですが、資本的収入及び支出で、既に社会資本整備総合交付金5,200万円が充当されております。今、国が進めている立地適正化計画、要するにコンパクトシティーの形成であります。反対議員の方は、郊外に持っていったらいいじゃないかと、きょうは三共の跡地でもいいじゃないかというような話も出ておりましたが、この立地適正化計画というのは、皆さん既に御存じだと思いますが、半径800メートルですね、直径1,600です。半径800メートルの範囲内に入らなければ、今の社会資本整備総合交付金5,200万円も、これはおりにこないです。そしてまた、今後、建設費、さまざまなものですね、この整備交付金が、約10億が見込まれているということでございます。そうしますと、アサヒビールから9,300平米の用地を購入しました。そのときの金額が12億5,000万です。立地適正化計画に従って社会資本整備総合交付金、これ10億円いただければ、本当にこの用地代が9割程度補填できると。当然建設費に回すか、用地の取得費に回すか、それはいずれか判断できると思います。

よって、まず滋賀医大の協力のもとに、この事業は強力に推し進めて、市民の健全な生活に向けた病院経営にできるよう、皆さんと一緒に努力してまいりたいと思いますので、どうか御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

ただいま議題になっております議第46号平成29年度野洲市病院事業会計予算並びに議第47号一般会計予算及び48号の土地取得特別会計補正予算に対して、賛成の立場から賛成討論をします。

2月定例議会で駅前の公立病院建設反対の議員によって、一般会計予算の中の病院建設に係る貸付金や病院事業の委託料など、5,753万円と特別会計予算から市民病院の用地を購入するための費用11億2,500万円が減額修正されてしまいました。これは野洲市が進める市直営の公立病院建設は、安倍政権が現在地方自治体に押しつけている公立病院改革プランと逆行するという理由ですが、本来、国民の命と健康を守るのが国の責任ではないでしょうか。ところが、国の改革プランなるものは、本来の地域医療を守る責任を放棄し、公立病院の統廃合、国の財政負担削減で地域医療の破壊を進めるものです。これに追従するようでは市民の命も健康も守れません。

市は、市民とのコンセンサスという点では、これまでパブリックコメントやあり方検討会でも、滋賀医大病院の先生を初めとする多くの専門家も来ていただきました。懇談会を何度も繰り返し、丁寧な説明がされてきました。

反対の1つには、駅前はあかんと言われますが、駅前だからこそ5万人の人口で病院が成り立つのです。守山、草津、近江八幡、湖南市からも駅前であるからこそ来ていただけないのではないでしょうか。一昔前は病院は郊外にというのが普通でしたが、現在は駅前や町の中心に建設するのが主流となっています。これからの急速に変化する高齢化社会では、駅前の交通アクセスに便利な場所というのは常識です。病院は郊外という古い概念では、未来の野洲市は切り開けられません。

今回、社会資本整備総合交付金が、5,200万円が国から認められましたが、残念ながら予算が削除されているため申請できません。市民病院建設を望む市民の願いの予算が削除されたのです。しかし、国から社会資本整備総合交付金の申請書を出されているのは、この計画に対して県がゴーサインを出しているからにほかなりません。地方自治体が求めなくても、県がゴーサインを出さないと国からの交付金はおりてきません。国が申請してくださいというものを申請できなくなれば、10億5,000万はもとより、今後、その他の事業でも野洲市が県、国に求めても認可されることは極めて困難になります。県下の市町村の議員からも、野洲の議会は何してるんだと言われていました。これ以上の混乱が続くようでは、議会への政治不信がますます強まりかねません。

そもそも議員は、市民の願いを議会に届けるのが仕事です。その市民の命と健康を守れないようでは、市民の代表とは言えません。これまで自治連合会や医師会、女性の病院建設を望む会など、多くの市民が病院建設のため要望を出されました。その声を議会に届け、市民の願いである公立病院建設の実現を早期に求める立場から、議第46号から48号の

議案に対して賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 議第46号平成29年度野洲市病院事業会計予算並びに議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第1号）及び議第48号平成29年度野洲市土地取得会計補正予算（第1号）に対する賛成討論を行います。

まず、収支計画の見直しですが、これは具体的なものとしては、5階から6階、4病棟から5病棟などなど含めまして約19%ほどの事業費、これは金額にかえますと約10億円がふえた分というものが今回提案されている社会資本整備総合交付金の、今回は約5,000万円で、トータルすると3年間で10億円ということなので、プラスマイナスゼロとなるということで、そもそもの当初からの計画に対しては大きな変化はないという市の説明がありましたので、問題はないと考えます。

次に、守山市民病院が来年度4月から済生会病院へと、民間に売り渡しによります市民の皆さんであったり、議会へと動揺が広がっていましたが、これはそもそも反対派議員の方が提案してきたパターンの1つの形でもありましたが、こういう形態が不可能であるということが今回のことで明らかになったということです。

逆に言いますと、新病院の運営がよくなる可能性であったり、医療連携という視点での役割が一層高くなって、病院事業会計に賛同できる材料が反対されている方の中にもいい材料としてふえたのではないかなと考えます。

さらには、今回国が交付金の内示を認めたということは、駅前に直営での新病院整備を国としても後押しをしてくれるということでもありますし、これは大きな明るい材料になると考えます。

そもそも国の公立病院改革ガイドラインというものがありますが、そこに書かれている内容には、公立病院は民間病院では採算のとれにくい医療を提供すると書いておきながら、一方で赤字を解消しましょうといったような大きな矛盾をはらんだ文章になっているんですね。さらに、全国的な公立病院運営が厳しい状況となっている一番の大きな原因は、国による低診療報酬というのがあります。そういったことから、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療、民間はやらないので、採算とれない医療は。そこを提供することによる公立病院という役割がなくなれば、採算のとれにくい、例えば小児科医療などは困難となって、結果、市民の皆さんの安全とか健康は守っていけないということに

なります。

こうした理由からも、現在市が進めています新病院整備計画というのは本当に重要でありますし、きょうもこうして新病院整備を求める多くの市民の方々が傍聴に来られている、この現状、状況を見れば、計画の必要性というのがもう明らかなのではないかと思います。

よりまして、今回の議案は可決すべきであると思いますし、これはじっくりゆっくり考えている場合ではなくて、当初の計画どおり平成32年度開設予定となっておりますが、それに向けて計画どおりの事業を進めていくべきだと考えます。

以上、この3つの議案に対しての賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの時刻は11時55分ですが、審議運営の都合上、このまま会議を続行し、採決に移りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行し、採決に移ることに決しました。

これより採決いたします。

議第46号平成29年度野洲市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第46号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（可否同数）

○議長（坂口哲哉君） 御着席ください。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第81条第2項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（坂口哲哉君） 本職を除くただいまの出席議員数は18人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（坂口哲哉君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（坂口哲哉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は記名です。

投票用紙に本件を可決することに賛成する方は「賛成」と、反対する方は「反対」と記入の上、自己の氏名を並記し、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側から登壇して右回りで投票願います。

これより投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（坂口哲哉君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（坂口哲哉君） ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番、矢野隆行議員、16番、梶山幾世議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（坂口哲哉君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 9 票

白票 0 票

以上のとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、本職において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、本職は現状維持の原則に基づき、否決と裁決いたします。よって、議第 46 号は否決とすることに決しました。

次に、議第 47 号平成 29 年度野洲市一般会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 47 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（可否同数）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（坂口哲哉君） 本職を除くただいまの出席議員数は 18 人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（坂口哲哉君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（坂口哲哉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は記名です。

投票用紙に本件を可決することに賛成する方は「賛成」と、反対する方は「反対」と記入の上、自己の氏名を並記し、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側から登壇し、右回りで投票願います。

これより投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

(「議長、外野がうるさい。注意してください。本会議中や。」

の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 傍聴席、静かに願います。

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(坂口哲哉君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第18番、河野司議員、第19番、立入三千男議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(坂口哲哉君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 9 票

白票 0 票

以上のとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、本職において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第 47 号は否決とすることに決しました。

次に、議第 48 号平成 29 年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 48 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（可否同数）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。よって、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、本件については記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（坂口哲哉君） 本職を除くただいまの出席議員数は 18 人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（坂口哲哉君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（坂口哲哉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は記名です。

投票用紙に本件を可決することに賛成する方は「賛成」と、反対する方は「反対」と記

入の上、自己の氏名を並記し、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側から登壇して右回りで投票願います。

これより投票に移ります。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(坂口哲哉君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第1番、稲垣誠亮議員、第2番、北村五十鈴議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(坂口哲哉君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

そのうち

有効投票 18 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 9 票

白票 0 票

以上のとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第48号は否決とすること

に決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成29年第2回野洲市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずは、議員の皆様方、臨時会という異例の形の議会を開催いたしましたところ、御出席いただきまして、審議いただきましてありがとうございます。

また、たくさんの方々に傍聴もいただきまして、心からお礼申し上げます。

平成29年第1回定例会に引き続きまして、市民病院整備に係る一連の予算が否決をされました。提案説明で申し上げましたとおり、市民病院整備計画は、野洲市が置かれている状況の中では、内容及び透明、公平、公正な、かつ専門性が高く、専門性も入れて策定をしてきたという意味でも、策定手続においても最良であると改めて評価をいたしまして、また前回の実質的な予算の否決後明らかになりました交付金の内示ですとか、そういった財源手当、また建設単価の見通し、祇王井川の浸水対策、あるいは他機関からの高い評価等々、好材料も含めて改めて予算案を御提案したにもかかわらず、この結果となったことには言葉を失っております。といいますよりも、足元がすくむという感じです。過去、これを入れまして4回否決をされてますし、その間にもかなりショックだったのは、継続審査になっております。そういう意味では、打たれ強くなってるということでもありますけども、今回の否決は本当に重いと思っております。

皆さん方の反対の御議論を聞いてますと、相変わらず実質的には代案なき反対であると受けとめざるを得ないと思っております。野洲市病院事業の設置等に関する条例が成立しております。先ほども討論で予算と一体とおっしゃいましたけども、これも何回も御説明しますように、予算は単年度主義になってます。そして、この設置の条例案の提案時期には、既に巨額な基本設計予算は認められていますし、病院基金条例も制定されて、それも基金の一端である1,000万円も既に認められています。全く制度論上成り立たない御意見が先ほど改めて示されております。もしか、病院反対であれば、3月議会で、2月、3月議会でもそうですけども、昨年12月に制定された病院の設置に関する条例を改正なり廃止をいただければいいわけです。今回反対されるのであれば、私はそれが出てくるかなと思ってました。まずは堂々とです。先ほども、凶らずも自民党という言葉が出されました。

まさに憲法が存在して、憲法はそのままにして予算だけとめるという、これは私は意味がわかりません。堂々と条例の改廃に打って出られたらいいのではないかと思います。

ということで、条例が残りながら予算だけがまた否決をされた。これはまさに身動きがとれない状態です。また、この間の議論を伺ってますと、突き詰めるところ、駅前の市有地でなければよいということになるとうかがわれます。もうこれが積極的なものではなく、全く消極的な理由であり、それによって病院事業が具体化できません。きょうの議論でも、旧三共製薬の跡地であったり、竹生の河川敷にという御意見も出ました。これは既に御説明してますように、旧三共製薬の跡地は有害物質が埋められていて、滋賀県の公害防止条例で管理をされている土地であります。病院どころか住宅すらも一切建ちません。そして、竹ヶ丘の土地はバックネットは建ちますけども、病院は建たない土地。こういうことを聞いてましても、要するに今申し上げたようなことが根底にあるのではないかなというふうに思います。

今回の否決は、今後の開院の手続、実施設計等を含めたスケジュール面、財源の確保、医療機関及び各種医療関係団体との信頼関係の維持確保など、あらゆる面で、提案説明で申しあげました重荷、課題の重さが一層増すことになるかと考えています。基本的には、3月の議会の閉会時に申しあげました方針は堅持をいたしますが、私としても不確かで不誠実な約束を市民の皆さん及び御協力いただいている医療関係機関の方々に申しあげることにはできませんので、今回の否決による重荷の増しぐあいを早速客観的に評価するとともに、関係機関と協議をした上で、今後の対応を明らかにしていきたいと考えております。

最後に、議員の皆さん方におかれましては、御多用の中、臨時議会に御参集をいただきましたことを改めてお礼を申しあげるとともに、今後、野洲市民のため、野洲市発展のために御活躍をいただくことをお願いいたしまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、平成29年第2回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後0時28分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年5月17日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 稲垣誠亮

署名議員 北村五十鈴